変更した事項
光達距離　実効光度三九〇カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで八・三メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十四年五月二十三日

名称　宇久井駒埼灯台
位置
所在地　和歌山県東牟婁郡那智勝浦町（駒埼）
北緯　三三―三八―五八
東経　一三五―五八―四六
変更した事項
光達距離　実効光度三九〇カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで八・八メートル　平均水面上から灯火まで五三メートル
変更年月日　平成二十四年五月二十三日

名称　布埼灯台
位置
所在地　高知県土佐清水市（布埼）
北緯　三三―五一―四七
東経　一三三―五九―三五
変更した事項
光達距離　実効光度三九〇カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで五八メートル
変更年月日　平成二十四年五月二十三日

名称　製鉄戸畑泊地導灯（前灯）
位置
所在地　福岡県北九州市（戸畑信号所の西南西方約一・三キロメートル）
北緯　三三―五五―〇二
東経　一三〇―五〇―五七
変更した事項
構造　削除
塗色及び構造　白色三角形頭標付　白色　塔形
変更年月日　平成二十四年五月二十三日

名称　製鉄戸畑泊地導灯（後灯）
位置
所在地　福岡県北九州市（前灯の西南西方約三六〇メートル）
北緯　三三―五四―五七
東経　一三〇―五〇―四四
変更した事項
構造　削除
塗色及び構造　白色　三角形
高さ　地上から構造物の頂部まで二九メートル　平均水面上から灯火まで三二メートル
変更年月日　平成二十四年五月二十三日

○海上保安庁告示第百五十八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年六月二十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　波島灯台
位置
所在地　宮城県東松島市（波島）
北緯　三八―一八―五五
東経　一四一―一一―〇八
変更した事項
光達距離　実効光度三九〇カンデラ
七・五海里
変更年月日　平成二十四年五月二十四日

名称　鼻繰埼沖液化ガスターミナル第二号灯浮標
位置
所在地　鼻繰埼（青森県青森市）の北西方約四・五キロメートル
北緯　四〇―五三―五二
東経　一四〇―四七―三六
変更した事項
記事　ENEOSグローブガスターミナル株式会社青森ガスターミナル管理
変更年月日　平成二十四年四月一日

名称　鼻繰埼沖液化ガスターミナル第四号灯浮標
位置
所在地　鼻繰埼（青森県青森市）の北西方約一・八キロメートル
北緯　四〇―五二―四八
東経　一四〇―四九―〇三
変更した事項
記事　ENEOSグローブガスターミナル株式会社青森ガスターミナル管理
変更年月日　平成二十四年四月一日

○海上保安庁告示第百五十九号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年六月二十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　波勝岬沖海洋観測灯浮標
位置
所在地　波勝岬灯台（静岡県賀茂郡南伊豆町）の西北西方約七・一キロメートル
北緯　三四―四二―二七
東経　一三八―四〇―〇一
廃止年月日　平成二十四年五月二十五日

○海上保安庁告示第百六十号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年六月二十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　鼻繰埼沖液化ガスターミナル第二号灯浮標
位置
所在地　鼻繰埼（青森県青森市）の北西方約四・五キロメートル
北緯　四〇―五三―五二
東経　一四〇―四七―三六
変更した事項
名称　鼻繰埼沖ENEOSグローブガスターミナル第二号灯浮標
変更年月日　平成二十四年五月二十五日

名称　鼻繰埼沖液化ガスターミナル第四号灯浮標
位置
所在地　鼻繰埼（青森県青森市）の北西方約一・八キロメートル
北緯　四〇―五二―四八
東経　一四〇―四九―〇三
変更した事項
名称　鼻繰埼沖ENEOSグローブガスターミナル第四号灯浮標
変更年月日　平成二十四年五月二十五日

名称　土佐黒潮牧場十五号施設灯
位置
所在地　室戸岬灯台（高知県室戸市）の東北東方約三〇キロメートル
北緯　三三―一七―一二
東経　一三四―二九―一〇
変更した事項
光度　実効光度一五〇カンデラ
光達距離　六・〇海里
記事　一　附属施設　レーダー反射器
二　高知県管理
変更年月日　平成二十四年五月二十五日

○海上保安庁告示第百六十一号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年六月二十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　青森県野辺地港（西防波堤外端）
位置
所在地　青森県野辺地港（西防波堤外端）
北緯　四〇―五二―三七
東経　一四一―〇六―四四
変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
変更年月日　平成二十四年五月二十八日

名称　沼島港西防波堤灯台
位置
所在地　兵庫県南あわじ市（沼島港西防波堤外端）
北緯　三四―一〇―一二
東経　一三四―四八―五九
変更した事項
光度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光五・〇海里　不動光二・〇海里
光達距離
高さ　地上から構造物の頂部まで八・八メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十四年五月二十八日